

信託法逐条解説概論－信託の終了及び清算

信託法研究部

* 目 次

第1	はじめに	170	第3	信託の清算
第2	信託の終了		(第175条～第184条)	179
	(第163条～第174条)	170	第4	おわりに 203

第1 はじめに

民事信託は財産管理・財産承継のツールである。現在、1年間に公正証書で作成される民事信託は約3000件であるが、日弁連では2017年に信託センターを設置して、東京弁護士会では2022年から信託PTを設置して、業務拡大に努めている。したがって、今後の弁護士業務において、後見や相続と並び民事信託に関する相談は必須になるであろう。しかし、信託法は通常の六法には掲載されておらず、その条文を目にする機会は少ない。そこで、まずは手始めに、信託法の第7章（信託の終了及び清算）に関し、弁護士が知っておくべき範囲の知識を想定して、逐条解説をしてみたい。

参考文献

- ・寺本昌弘「逐条解説 新しい信託法」
- ・道垣内（編著）「条解 信託法」
- ・新井誠（監修）「コンメンタール信託法」

第2 信託の終了（第163条～第174条）

1 総論

信託法は、信託の終了事由の発生をもって「信託の終了」と定め（旧法で用いていた「解除」という用語を廃止した。）、信託の終了を開始原因として信託債権に係る弁済等を行い残余財産の給付をもって結了するに至る一連の手続を「信託の清算」と定めている。信託法の規定に基づく信託の終了は、いずれも将来に向かってのみ効力を有する。

2 第163条（信託の終了事由）

本条は、第164条（合意終了）及び第258条第8項（受益者の定めのな

い信託における信託管理人の不存在 1 年間継続) と合わせて、信託の終了事由を網羅的に規定したものである。他の終了事由としては、受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する定めのある信託において第91条所定の効力の周期が到来したときがある。

(1) 第1号

本条号の「信託の目的」は、信託の終了をもたらすものであるから、力点は、信託によって達成しようとした社会的・経済的目的にあると解される。

信託目的達成不能かどうかは、信託行為の解釈に基づき、取引上の社会通念に照らし判断される。それゆえ、物理的に可能であっても、取引上の社会通念からすれば不可能と判断されるときは、達成不能となる。

目的達成の例としては、特定の不動産処分を目的とする信託において、当該不動産の処分が完了した場合等が挙げられる。

信託目的の達成不能例としては、信託財産が不可抗力によって消滅した場合、受益者の定めがある信託で受益者が存在しなくなり、かつ、将来にわたっても受益者が登場しなくなった場合等が挙げられる(コンメンタール信託法442頁)。

信託目的を達成する場合に、信託の目的を変更することでさらに信託を継続することもできる。

(2) 第2号

受託者が単独受益者として信託の利益を享受することが許容されていること(8条)を前提とした上で、このように、受託者が受益権の全部を固有財産で保有するという状態が生じている場合には、信託におけるもっとも重要な関係である受託者と受益者との

間の信認関係ないし監督関係を観念することができず、受託者が他人のために信託財産を管理・処分するという信託の構造が認められないため、このような信託を長期間存続させておく意義に乏しいと考えられることから、このような状態を解消するまでの猶予期間として1年間という期間を定めたものである。

解消方法としては、受託者の交代や受益権の一部譲渡が考えられる。「受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態」には、受託者A = 受益者Aの場合はもちろん、共同受託者の1人が単独受益者を兼ねる受託者AB > 受益者Aの場合も含まれると解されるが、受託者A < 受益者ABの場合はもちろん、受託者AB = 受益者ABの場合も含まれない。

この「1年間」という期間を信託行為の定めによって延長することは、信託の本質的な構造に反することになるから、許されないと解される。信託行為で「2年間継続するときは終了する」と定めても、1年間継続すれば本条号により信託は終了する。また、1年の継続をもって終了しない旨の定めは無効となる。

この「1年間」という期間を信託行為の定めによって短縮することはできるが、この場合の終了事由は、第9号（信託行為に定めた事由が生じたとき）によるものと解することになる。

本条号の適用範囲は、後発的な場合のほか、当初からそのような状態が生じた場合をも含む。

(3) 第3号

受託者と受益者との間の信認関係ないし監督関係を観念することができないという点で第2号と同様である上に、信託財産に関する管理処分権を有する受託者が欠けたまま当該信託を長期間存

続させておくことは適当ではないことから、終了事由とされたものである。

清算受託者も受託者であるから、新受託者の選任に関する第62条により清算受託者を選任することが可能である。

信託設定の当初より受託者が欠けている場合も、本条号により信託は終了する。

この「1年間」という期間を信託行為の定めによって延長することは、信託の本質的な構造に反し、あるいは受益者の利益を害することになるから、許されないと解される。信託行為で「2年間継続するときは終了する」と定めても、1年間継続すれば本条号により信託は終了する。また、1年の継続をもって終了しない旨の定めは無効となる。

この「1年間」という期間を信託行為の定めによって短縮することはできるが、この場合の終了事由は、第9号（信託行為に定めた事由が生じたとき）によるものと解することになる。

(4) 第4号（←第52条）

信託財産が不足している場合に受託者は当該信託を終了させることができる。

(5) 第5号

信託の併合は、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一つの新たな信託財産とする。すなわち、新しい信託財産が形成されることになるため、併合の対象となった複数の信託は終了することとなる。

この場合には、信託の清算手続きを要しない（第175条括弧書）。

(6) 第6号(←第165条・第166条)

裁判による信託の終了である。

(7) 第7号

信託財産に関する破産手続開始の決定があったときである。

破産法において、相続財産の破産に倣って信託財産の破産が新設されたことに対応する規定である。

この場合には、原則として、信託の清算手続きを要しない(第175条括弧書)。信託財産の清算手続きは基本的には破産手続によるが、破産財団の費用不足から破産手続きが廃止され、なお信託財産が残るときは信託法の清算が行われる。

(8) 第8号

委託者が破産手続開始の決定等を受けた場合において、双方未履行双務契約の解除の規定による信託契約の解除がされたことをもって、当該信託の終了事由とした。

委託者の破産管財人による双方未履行双務契約の解除権の行使を制限する規定は設けられなかった。

一般に、破産管財人等によって双方未履行双務契約の解除権が行使されたときは、契約関係は遡及的に消滅すると解されているが、本号による信託契約の解除の場合には、将来に向かっての信託の終了の効果が発生し、信託の清算手続きに移行することになる。

(9) 第9号

信託行為によって終了事由を定めることを認めている。

例えば、後見制度支援信託では、被後見人＝委託者＝受益者の死亡が終了事由とされている。また、信託契約では、例えば5年間などの信託期間の満了日を終了事由とすることもある。

3 第164条(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)

(1) 第1項

旧信託法（旧法第57条前段）は、委託者が信託利益の全部を享受する場合には、委託者はいつでも信託を解除することができると規定していたが、これは、信託の設定者であるとともに信託利益の享受者（＝信託財産の実質的帰属者）が信託の終了を望むのであれば、これを妨げる理由はないからである。とすれば、委託者と受益者が別人の場合であっても、両者が合意すれば、いつでも信託を終了させることができるものと解すべきである。

本条第1項は、上記の通説的な解釈を明文化したものである。

なお、旧信託法（旧法第57条前段）と同様に、本条項においても、委託者と受益者とが同一人である場合には、その意思によっていつでも信託を終了させることができる。「委託者及び受益者」の合意の一類型として本条項に含まれると解される。

委託者および受益者は、受託者に通知をしない限り、受託者がそれを知っていたときを除き、信託の終了を受託者に対抗できないと解すべきであろう（民法655条の類推適用、ないし法意による）。

受益者が複数ある時の意思決定は、別段の定めがない限り、全員の合意を要する（信託法第105条第1項本文）。

したがって、受益者の意思決定に関する別段の定めがない前提で、一部の受益者が反対した場合、（委託者と）受益者との合意が認められず、信託の終了を合意することができない。その結果、信託を終了させたい受益者や委託者は、特別の事情による信託の終了を命じる裁判（信託法第165条）の申立てをしなければならなくなる。

では、「受益者」には、未存在・不特定の受益者、受益権を現有しない者も含まれるのか？

受益者が現に全く存在しない場合、委託者が存在すれば、信託法第164条第4項は適用されず、同条第1項による合意による信託の終了は可能であるが、受益者に代わって信託管理人が合意をし、信託管理人が存しないときはその選任を要すると考えられる。

対して、一部の受益者は現に存在するが、一部の受益者が不特定・不存在という場合はどうか？

この点、信託の終了は不特定・不存在の受益者の将来の受益の可能性を奪うものであり、影響が大きいから、一部の受益者が不特定・不存在という場合も受益者全員の合意は実現できないと考えらる。ただし、現に存する受益者とは別に一部の将来の受益者の利益を擁護する主体として将来の受益者のための信託監督人・受益者代理人の利用が可能であるならば、それらの者と、委託者および現に存する受益者の三者合意による合意終了が認められてもよいであろう。

(2) 第2項

旧法第57条後段の趣旨を維持して、受託者に生じた損害を賠償すべきものとした。

一般的には、残期間の報酬相当額が損害賠償として請求できるわけではないと解される。

責任主体は、委託者および受益者である。それぞれが全額の支払債務を負うと解される。

意思の連携があるので、両者の連帯債務となろう。

(3) 第3項

信託の変更等と同様に、信託の終了についても、信託行為で別段の定めを設けることができる。

例えば、信託の終了には受託者の同意を要すると定めること、受託者に対する損害賠償義務を免除すること、委託者、受託者、受益者やその他の第三者に信託の終了権限を付与すること等が考えられる。

受益者が終了権を持つという場合、委託者の同意を不要とする点で、第164条第3項によると解することも、第163条第9号によると解する事もできる。

(3) 第4項

委託者が現に存在しない場合には、受益者のみをもって第1項の規定に基づく信託の終了をすることはできず、したがって、第2項の適用もないことを明らかにした。

したがって、委託者が現に存在しない場合に受益者が信託の終了を望む場合には、第163条第1号（目的の達成・達成不可能）に該当することを理由として信託の終了を主張するか、または第165条に基づく信託の終了を命じる裁判を申し立てことになる。

実務的には、信託行為において、委託者が現に存在しない場合における受託者と受益者の合意による信託の終了、または、受益者の受託者に対する意思表示による信託の終了といった別段の定めを設ける工夫が考えられる。

「委託者」には、当初委託者のみならず、その地位の承継者を含む。したがって、本条4項の「委託者が現に存在しない場合」とは、当初委託者が存在せず、かつ、委託者の地位の承継者も存在しない場合を指す。例えば、信託契約により個人の委託者が信託を設定

した場合であって、委託者の地位の移転が行われないまま、委託者が死亡し、その相続人（＝委託者の地位の相続による承継者）も存しない場合である。したがって、受益者連続信託において、受益権を取得した者に委託者の地位を移転させる旨の別段の定めがある場合には、当初委託者が死亡しても「委託者が現に存在しない場合」には該当しないものと考えらる。

旧法第五十七条

委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相続人ハ何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百五十五条
第二項 ノ規定ヲ準用ス

改正前民法第651条

委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。
当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

4 第165条(特別の事情による信託の終了を命じる裁判) →第163条第6号

本条は、信託行為の当時予見できなかつた特別の事情がある場合に、一定の要件の下で、委託者、受託者または受益者の申立てにより、裁判所が信託の終了を命じることができることを規定したものである。

5 第166条～第175条(公益の確保のための信託の終了を命じる裁判) →第163条第6号

第166条は、信託の乱用防止のため、会社の解散命令を参考に、利害関係人の申立てによる信託の終了を命じる裁判を新設した。

例えば、委託者の債権者を害する目的で信託が設定された場合には、委託者の債権者の申立てにより、マネー・ロンダリング等の目的で信託が運用されている場合には、法務大臣等の申立てにより、裁判所が当該信託の終了を命じることができる。

6 第174条(終了した信託に係る吸収信託分割の制限)

終了した信託を承継信託とする吸収信託分割をすることはできない。

第3 信託の清算（175条～184条）

1 総論

第175条以下は、信託の清算について規定したものである。信託が終了した場合は、原則として、清算手続に入る。信託の終了事由が生じると、信託を存続させる必要性はないため、受託者は現務を結了し、信託財産に属する債務の弁済を行って、残余財産を残余財産受益者または帰属権利者に移転して、信託を終了させることとなり、これを清算手続として行うこととしたものである。

そのほか、信託は清算が結了するまでは存続することが規定され、また信託財産の帰属、清算受託者の権利・義務等についても規定されている。

2 第175条

(1) 第175条は、信託が終了した場合、原則として、清算手続に入ることを規定したものである。

例外は、信託の併合（第163条第5号）により終了した場合、及び信託財産の破産手続の開始決定により終了した場合であって当

該破産手続が終了していない場合とされている。前者については、信託が併合された場合、従前の信託の権利義務は併合後の信託に包括的に承継されるため（第153条、第154条）、後者については、破産法により信託財産の破産手続がされるためである。

- (2) 清算手続は受託者が行い、受託者は「清算受託者」となる。職務及び権限は清算のために必要な範囲及び内容となる。

清算受託者は、現務を結了し、信託財産に属する債権の取立て、信託債権に係る債務の弁済、受益債権（残余財産の給付を除く）の弁済、これらのために必要な行為（例えば財産の換価）を行う。そして、これにより確定された残余財産の給付を行う。その後、最終の計算とその承認が行われる（第184条）。これらの手続が終わると、信託は終了し、消滅する。

3 第176条

- (1) 第176条は、信託が終了した場合、新たな信託が生じるわけではなく、清算が結了するまで、従前と同一の信託が存続するものとみなすこと（存続擬制）を規定したものである。

本条が設けられた理由は、信託の終了事由が生じた場合、受託者は、信託の目的を遂行するための信託事務の処理を中止し、清算手続を行って、残余財産を帰属権利者等に引き渡すべき義務を負うことになる点で、職務内容が変更になるものの、委託者、受託者、受益者の権利義務等に関する信託行為の定めは、信託終了前と後とで基本的には同じ効力を有するとするのが適当であるためである。

清算の結了は、清算事務がすべて完了した時点であり、最終計算の承認（第184条参照）までと考えられるが、このときまで清算

受託者の職務が存続すべきであるので、清算結了まで信託が存続するとみなされる。

なお、「清算の結了とは、清算事務がすべて完了した時点であり、清算の手続の最後に位置づけられる最終報告の承認請求が行われる段階を指す」（条解信託法751頁）と考え、かつ、「清算受託者に義務づけられるのは、承認を求めるところまでで、承認を得ることまでは要求されない」（条解信託法809頁）と考えると、清算受託者の職務は最終計算の承認を求めるところまであって、清算の結了は、同時点までと考えることができる。

- (2) 信託の存続が擬制されることから、「清算手続中も、清算受託者は受託者として清算事務を処理することになり、善管注意義務や忠実義務等の受託者としての義務を引き続き負う。費用償還や報酬等についての規律も及ぶ。また信託財産は引き続き信託財産としての性質を失わず、受託者の固有の債権者による強制執行等は排除される」（条解信託法752頁）。
- (3) 信託法の改正にあたって、要綱試案、改正要綱では「信託は、清算のため、清算事務の結了に至るまで、なお存続するものとみなす」とされ、一般法人、会社と同様に「清算の目的の範囲内」において存続することが明示されていた。しかし、最終的には、「清算のため」という文言は採用されなかった。

この点について「『清算目的の範囲内において』という表現が採用されず、信託行為の定めが基本的に維持されることが強調されていることから、信託行為の定めや信託の目的が、清算段階においても、（中略）妥当すると理解するのが、改正要綱からの変更という経緯や本条の趣旨の説明にかな」（条解信託法752頁）い、また、

「残余財産の受益者が委託者以外の第三者である他益型である場合において、その者の利益を図ることが信託の目的として重要性を持つことがあり、（中略）一般法人と異なる事情がある」（条解信託法753頁）と説明されることがある。

4 第177条

(1) 清算受託者の職務内容を規定したものである。職務として以下のとおり規定されている。

1号 現務の結了

2号 信託財産の属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済

3号 受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く）に係る債務の弁済

4号 残余財産の給付

(2) 信託は清算の結了まで存続することから、清算の事務処理も受託者が担うこととなり、清算における受託者を清算受託者と呼ぶ。

清算受託者も受託者であるので、受託者の任務の終了、変更等に関する規定が適用になる。例えば、死亡等により清算受託者が欠けた場合、第62条が適用され、委託者及び受益者の合意、または利害関係人の裁判所に対する申立てにより、清算受託者を選任することが可能である。

(3) 「現務の結了」とは、現在行っている事務の結了である。

「信託財産の属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済」とは、債権債務の処理をいい、前者については、履行の請求や弁済受領のほか、債権譲渡等の処分も含むと考えられる。後者は、通常の債務の履行行為であり、履行に必要な行為、例えば信託財

産の売却等を行うことも可能である。

「受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く）に係る債務の弁済」についても、通常の債務の履行行為とされる。

「残余財産の給付」について、まず「残余財産」は、信託財産から、本条2号の信託債権に係る債務及び3号の受益債権に係る債務を弁済したのち、残った財産をいう。信託財産は積極財産のみを指し、消極財産を含まないとされているので、残余財産が消極財産となることは考えられない（なお、信託財産が債務超過であれば、破産手続の申立てを行うこととなる）。清算受託者がこの残余財産を、残余財産受益者、帰属権利者等に帰属させる行為が「残余財産の給付」であるが、これに必要な行為、例えば換価行為等も含まれると考えられる。

清算受託者は、職務を上記各号の順に行うことまで定められているわけではないが、受益債権は信託債権に劣後する（第101条）ことから、信託債権に係る債務の弁済（2号）を、受益債権に係る債務の弁済（3号）に優先して行うべきである。また、残余財産の給付は原則として信託債権及び受益債権に係る債務の弁済（第2号及び第3号）の後でなければすることができないが、これらの弁済に必要な財産を留保して、財産の給付をすることもできる（第181条）。

- (4) 本条、第181条の定めにも関わらず、「信託スキームの関係当事者全員の合意があれば、本条や、第181条の規定と異なる処理も認められる」と考えられている（コンメンタール信託法466頁、逐条解説新しい信託法376頁）。「例えば、不動産流動化のための信託においては、信託の終了（信託財産である不動産の売却による信託終了の

場合を除く。)に当たって、清算手続を経ることなく、信託財産である不動産を、これに関するすべての契約関係、債権債務とともに現状のままで帰属権利者に引き渡すと定めることが一般的である」(逐条解説新しい信託法376頁)との指摘もある。

ただし、信託行為の定めや、委託者・受託者・受益者の合意によって、契約関係の相手方や信託債権の債権者等の権利義務を変更することはできないため、例えば一切の権利義務を残余財産権利者が承継して信託を終了させる旨を信託行為で定めた場合、これを実現するためには、契約関係の移転、債権譲渡、債務の免責的引受け等、民法の定めにしたがうこととなり、各関係者との合意等が必要となる(条解信託法750頁参照)。

5 第178条(清算受託者の権限等)

本条は、清算受託者の権限について、原則として、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限があること、一定の場合に、信託財産に属する財産を競売に付すことができることを定めている。

- (1) 本条1項は、清算受託者は、信託行為に別段の定めがない限り、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有することが規定されている。

信託財産の管理を目的とする信託でも、清算手続における債務の弁済のために信託財産に属する財産の処分が必要な場合は、清算受託者は、この財産を売却することができる。

- (2) 本条2項から4項までは、清算受託者の競売権限を定めている。本条1項ただし書による信託行為に別段の定めがあることにより、清算受託者に信託財産の処分権限がない場合、清算受託者保護の観点から、商人間売買における売主の自助売却権(商法524条1項、

2項)に相当する規定として設けられたものである。

清算受託者の自助売却権の要件は、①受益者等が信託財産に属する財産を受領することを拒み、又はこれを受領することができない場合(本条2項1号)、②清算受託者が必要な調査をしてもなお受益者等の所在が不明である場合(同項2号)である。

①の場合には、受領の催告(同項1号)と、事後の受益者等への通知(同条3項)を要する。②は、商事売買と異なり、清算受託者にとって受益者等の所在不明により給付できないこともあることから、特に設けられたものである。

清算受託者が本条の規定に基づき信託財産に属する財産を競売(民事執行法195条。形式競売)に付したことにより得た代価は信託財産に属し(信託法16条1号)、信託法177条の規定に従い、信託債権に係る債務の弁済等に充てられる。

なお、信託法は、競売代金について、清算受託者に供託義務(商法524条3項)を課していないが、これは清算受託者は財産管理義務を負っているので、供託義務を課す必要がないからである。

(3) 本条2項から4項の自助売却権が設けられた趣旨については、上記(2)の説明が通説的見解であるが、これと異なる有力な見解があるので紹介する。

すなわち、本条2項から4項の競売権が設けられた趣旨を、清算受託者に信託財産の処分権限がない場合における清算受託者保護の観点から説明するのは、競売権が受領拒絶や受領不能の場合に限られることなどからしても困難である。

競売権が付与される場面は、残余財産受益者や帰属権利者への給付として、金銭以外の財産の特定給付が内容とされている場合

において、給付先である残余財産受益者等の受領拒絶や受領不能のときの処理として、競売に付し、本来の特定給付に代えて金銭の交付を認めるものと解すべきである。

本条2項の場面において、清算受託者は供託をすることができる（民法494条）のであり、競売権の付与による清算受託者の負担軽減は、財産の性質やコスト等を勘案して、供託が困難であったり、期待できない場合に特に意義があるというものである。（条解766頁～770頁（沖野眞巳））

6 第179条（清算中の信託財産についての破産手続の開始）

本条は、信託財産についての破産手続開始の決定（信託法第163条7号）以外の事由による信託の終了により信託の清算が行われている場合における破産手続開始の要件等を定めたものである。

- (1) 本条1項は、清算法人についての破産手続の開始（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律215条、会社法484条、656条）を参考に、清算中の信託財産についての破産手続の開始の規定を設けたものである。信託財産が債務超過であることが判明したときは、清算受託者は、直ちに信託財産の破産手続開始の申立てをしなければならない。清算受託者が、破産手続開始の申立てをすることを怠ったときは、料の対象となる（信託法270条1項8号）。
- (2) 本条2項は、清算手続が開始された後に、信託財産について破産手続が開始された場合において、既に清算受託者が信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に支払ったものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができることを規定したものである。この支払は、金銭の支払にとどまらない。また、取戻請求を受けるのは、信託債権者のほか受益債権者が含まれる。（条

解774頁)

信託財産の破産に関する特則は、破産法244条の2以下に規定されている。

7 第180条(条件付債権等に係る債務の弁済)

本条は、信託財産責任負担債務のうち、条件付債務、存続期間が不確定な債務、額が不確定な債務について、条件の成就や存続期間や額が確定するのを待たずに、それらの債務を弁済できること、その場合には、裁判所により選任された鑑定人の評価に従い弁済をすること、その際の費用負担や裁判につき定めるとともに、関係人の間での別段の合意により裁判所選任の鑑定人評価以外の方法での処理が可能であることを定めたものである。

- (1) 本条1項は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済するについては、債権の評価のために、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならないと定め、原則として、裁判所選任の鑑定人の評価を要するものとされている。

この点につき、解除条件付債務については、そのまま履行するのが債務の本旨に従った履行であるので、鑑定人の評価による必要はないとする見解もある。(条解776頁(沖野眞巳))

- (2) 本条2項は、清算受託者は、鑑定人の評価に従い、債務を弁済しなければならないことを定めている。
- (3) 本条3項は、鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算受託者の負担とすることを定めている。この「清算受託者の負担とする」の意味は、債権者ではなく、信託財産で負担するということであると解される。(条解777頁)

(4) 本条6項は、「前各項の規定は、・・・別段の合意がある場合には、適用しない。」と定めるが、この趣旨は、裁判所に選任された鑑定人の評価に従った弁済は、弁済の公正さや関係者間の利害の調整を図るものといえるが、時間及び費用がかかるので、利害関係者間で別段の合意をすれば、鑑定評価以外の方法で処理できるようにして、費用等の節約を図れるようにしたものである。

別段の合意による処理における合意の主体は、条件付債権等に係る債務の弁済について利害関係を有する者全員であり、当該債権の権利者である信託債権者及び受益者、当該債権に係る債務者である清算受託者、当該債権の弁済に充てられる信託財産が左右されることによって影響を受ける残余財産受益者等である。評価の結果が、それに従った弁済が行われても他の信託財産責任負担債務に係る債権の全部の弁済に支障を生じない場合は、他の信託財産責任負担債務に係る債権者は合意当事者に含める必要はない。また、清算において、既に全部の弁済を受けた信託債権者や受益者も合意の主体とはならない。

別段の合意の内容は、条件付債権の評価についての合意、さらにそれに従って弁済をすることなどが考えられる。(条解778頁～779頁)

8 第181条(債務の弁済前における残余財産の給付の制限)

本条は、残余財産受益者または帰属権利者に対する残余財産の給付の時期を、原則として、信託債権に係る債務および受益債権(残余財産の給付を内容とするものを除く。)に係る債務の弁済後と定めるものである。残余財産が信託債権や残余財産の給付以外の受益債権について給付をした後に残る財産であり、これらの債務を弁済した後でなけれ

ば残余財産の正確な内容は確定しないし、また、弁済前に残余財産を給付することはこれらの債務の債権者を害する結果となるからである。

ただし、この制限は信託債権者等の利益保護のためのものであるから、清算事務の処理上の便宜および清算の結了の迅速化を図る観点から、当該債務について、その弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合には、残余財産の給付を可能なものとした（本条ただし書）。財産の留保の仕方の指定はない。寄託等の措置を取る必要はなく、清算受託者の内部処理で足りると解される。

なお、本条に反して清算中の信託財産に属する財産の給付をしたときは、過料の対象となる（第270条1項9号）。

清算受託者は、本条に反して残余財産として給付した財産の返還を、給付を受けた受益者または帰属権利者に請求できると解される。

積極的に留保措置はとらなかったが、結果として信託債権に係る債務および受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済ができた場合には、弁済に必要な財産を留保して残余財産を給付したことになろう。

また、本制限は信託債権者等の利益保護のための規定であるから、全ての信託債権者の同意がある場合にも、残余財産受益者等に残余財産を引き渡すことができるものと解される。

残余財産受益者又は帰属権利者が、信託財産責任負担債務の一切を包括的に引き受けるといった取り決めも可能であり、本条がそのような関係者の合意による処理を排除するものではない。債務引受けの条件を満たす必要がある（清算受託者、残余財産受益者・帰属権利者の合意に加え、全ての債権者の承諾が必要となる）が、それを満たす限り、本条の想定する信託債権に係る債務および受益債権（残余財産の給付を内

容とするものを除く。)に係る債務の弁済が先行するという前提を満たさなくとも、残余財産を給付することは可能である。なお、信託財産責任負担債務の一切ではなく、一部について引き受けるという場合は、引き受けられない信託債権や受益債権を有する者との関係では、本条の要件を満たす必要がある。

9 第182条(残余財産の帰属)

本条は、残余財産の帰属主体の定めである。第1順位(信託行為で指定された帰属主体)は、①信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者(残余財産受益者)となるべきものとして指定された者(第1項第1号)、または、②信託行為において残余財産の帰属すべき者(帰属権利者)として指定された者(第1項第2号)であり、第2順位(信託行為で指定されたものと擬制される帰属主体)は、委託者またはその相続人その他の一般承継人(会社の合併による承継など)(第2項)であり、第3順位(最終的な帰属主体)は、清算受託者(第3項)である。

旧法第62条が定める「信託行為ニ定メタル信託財産の帰属権利者」については、信託終了前の受益者としての権利行使に関し肯定説・否定説に分かれていた。そこで、本条第1項は、信託行為の定め方次第により、残余財産受益者と帰属権利者との2類型を認めることとしている。

残余財産受益者は、受益債権の内容が残余財産の給付であることを除けば、通常の受益者と異なるところはなく、信託終了前から受益者としての権利を有する者である。したがって、残余財産受益者には、基本的に信託法第4章受益者等の規定が適用されると考えられる。

帰属権利者は、信託終了後、その清算中においてのみ受益者としての権利を有する者である(第183条第6項参照)。

信託行為の指定が残余財産受益者なのか帰属権利者なのかは、その者に、信託終了前の段階において、受益者としての権利・機能を認める趣旨であるかどうかによって決まる。

同一人が一般の受益者の地位と残余財産受益者の地位とを併有することも問題ないと考えられる。委託者や受託者を残余財産受益者や帰属権利者に指定することもできる。

信託行為による指定は特定の者を指定する場合に限らず、特定の地位や資格のある者を指定する場合や、指定権を第三者に付与しその第三者が指定権を行使することで定まる場合などもある。

本条第2項は、委託者またはその相続人等に残余財産を復帰させることが、当事者の意思と推定され、また公平にも合致することから規定されたものである。本条項により委託者が帰属権利者とされるのは信託設定者かつ財産出捐者たる地位に基づいていることからすると、委託者の地位の移転があった場合にも、本条項の「委託者」は当初委託者のみを指すように思われる。

残余財産の給付を受ける権利は債権であり、複数の者がその債権を準共有した場合の共有者の持分は均等と推定される（民法264条・250条）。ただし、生命保険に関して、最判平成6年7月18日は、保険契約者が死亡保険金の受取人を被保険者の「相続人」と指定した場合は、特段の事情のない限り、右指定には、相続人が保険金を受け取るべき権利の割合を相続分の割合によるとする旨の指定も含まれているものと解するのが相当と判断している。したがって、当該判例の考え方に基づく反証があれば、信託終了時においても同様に、複数の者がその法定相続分に応じて残余財産の給付を受ける権利を取得すると解される可能性もある。

残余財産の帰属主体への権利移転時期に争いがあるが、この点について信託法は特段の規定は設けず、解釈に委ねている。旧法下の通説は、信託終了事由の発生によって当然に信託財産が残余財産受益者等に移転するわけではないと解している。

10 第183条

(1) 各項の内容

ア 本条は、「信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者」の地位について定めた規定である。

帰属権利者及びその有する残余財産の給付をすべき債務に係る債権については、受益権及び受益債権に類似している。そこで、本条1項乃至5項は、帰属権利者及びその有する残余財産の給付をすべき債務に係る債権に関し、受益権及び受益債権に関する規律に準じて規定が整備されている。

6項については、帰属権利者が残余財産受益者（182条1項1号）と異なり、信託の終了前は受益者としての権利を有さず、信託の終了事由発生後、信託の清算中においてのみ受益者としての権利を有することを定めたものである。

具体的な内容は以下のとおりである。

イ 1項

帰属権利者は、残余財産給付債権を当然に取得する（183条1項）。受益者が信託行為に基づく信託財産に係る給付をすべき債務に係る債権（受益債権）を当然に取得する（88条1項）のと同様である。

ウ 2項

帰属権利者は残余財産給付債権を当然に取得するため、受託者は、権利の行使の確保のために権利取得を知らせる必要がある。受

益権の当然の取得の場合と同様となるため、88条2項が準用されている（183条2項、88条2項）。

エ 3項、4項

帰属権利者は残余財産給付債権の当然の取得に対して、権利の放棄をすることができ、その効力は遡及する（183条3項本文、4項）。受益権の当然の取得に対して放棄の規定があるのと同様である（99条）。

3項ただし書は、信託行為の定めにより帰属権利者となった者が信託行為の当事者、すなわち委託者または受託者である場合には、その権利を放棄することができない旨を定めている。これは、「①残余財産は、委託者自身が一定の目的を達成するために出捐した財産の残余であるから、委託者が信託行為により自らを帰属権利者と指定した場合に、それに対する権利の放棄を認める合理性が欠けること」、「②受託者は、信託の終了事由が発生すると清算受託者となり（信託177条参照）、最終的な残余財産の帰属主体であること（信託182条3項参照）から、放棄を認めることは適当でないこと」によると考えられている（コンメンタール信託法479頁）。

権利の放棄については、第三者の権利を害することはできない（183条4項但し書き）。

オ 5項

残余財産給付債権には、受益債権の規律である、有限責任（100条）、信託債権に対する劣後性（101条）及び期間制限の特則（102条）の規定が準用される（183条5項）。

有限責任であるということは、残余財産の給付については、信託財産に属する財産のみで履行責任を負うことになる。

なお、受益債権は、このほか信託債権に対する劣後性という性質を有するところ（101条）、劣後性については、「残余財産の給付は、信託債権に係る債務および残余財産の給付以外の内容の受益債権に係る債務を弁済した後でなければ行うことができないのが原則であり（181条）、信託債権だけでなく、残余財産の給付以外の受益債権に対しても劣後することになる。残余財産という性格から導かれるものといえる」（条解信託法797頁）。

期間制限に関して、消滅時効の起算点については、残余財産が確定することで権利行使をすることができるので、残余財産が特定され、残余財産給付債権が具体化したときと考えられる。

カ 6項

帰属権利者は、清算中は受益者とみなされることで、清算になれば受益権の内容をなす各種の監督権能等も当然に有することになる（183条6項）。

清算前は受益者としての権利、権能は有しない。

（2） 残余財産の権利取得の方法について

ア 権利の移転について

前述のとおり、帰属権利者は残余財産給付債権を当然に取得するところ、残余財産の権利の取得について、残余財産としての特定が必要となるが、特定されれば当然にその権利が清算受託者から帰属権利者へ移転するのか、所有権移転時期はいつか、問題となる。

旧法下においては、「通説的見解は、民法上の物権変動について、物権行為の独自性を肯定する見解、債権行為と物権行為を区別する見解を基礎として」（条解信託法798頁）、所有権移転登記、引き

渡しが必要と解していた。

新法下においては、立案担当者は、この問題は解釈に委ねるとしており、明文化はされていない。

この点、「信託行為（という法理行為）または法律の規定により、所定の帰属権利者に残余財産の権利を移転すべきこと、所定の帰属権利者の意思表示なくして帰属権利者は残余財産給付債権を取得すること、清算受託者は職務上（その旨の意思表示なくして）残余財産を帰属権利者に給付する義務（債務）を負うこと」（条解信託法800頁）から、帰属権利者への残余財産の帰属については、売買契約と同様に考えられ、「財産のうちどれが目的物となるかが特定したときは、その時点で所有権が移転するのが物権変動の一般則により整合的な帰結であると解される」（条解信託法800頁）とする考えがある。

他方で、この場面では、売買契約のような債権契約が存在しているわけではないので、何らかの処分行為が必要である、そのため物の交付を必要とする見解もある。

イ 二重譲渡の場面

帰属権利者が所有権登記を有しない段階で、清算受託者が権限がないにも関わらず当該不動産を第三者に売却するといった権限外の処分行為があった場合について、「第三者は、物権移転が生じる前の段階にあるという信頼の限りにおいて保護されるにすぎず、当該物権移転がないと考えることができるだけではあって、清算受託者が制約のない所有権を有することまで信頼できるわけではなく、帰属権利者は、所有者であることを対抗できなくとも、受益者であることを対抗できると説かれている。言い換えれば、二

重譲渡の局面にあって清算受託者が有するのは、信託財産の所有者としての権利であるから、信託財産であるがゆえの制約を伴った地位しか第三者に移転できないのであって、権利帰属権利者に所有権移転があったことによって、清算受託者の有していた権利が一般の所有権へと拡張されるわけではない。また、帰属権利者は清算受託者との関係でも第三者との関係でも受益者としての地位をなお有しているから、受益者として清算受託者の固有債権による差押えに対し異議を出すことができ、受益者として権限外行為の取消し等ができる。後者の場面では、善意無重過失の第三者者が権利を取得する場合がありうるが、それは、帰属権利者の保護を切り下げるものではない」（条解信託法802頁）。つまり、悪意又は重過失善意であれば、対抗関係に立たないということになる。

ウ 裁判例

帰属権利者の権利移転の方法や時期について明示した裁判例について紹介する。

・大阪高裁平成13年11月6日判決（判時1775号153頁）

対象財産が特定されたときに移転するとの考え方を示した。

・名古屋高裁金沢支部平成21年7月22日判決（判時2058号65頁）

「残余財産がその帰属すべき者に対して移転する時期については、信託が終了し、かつ、残余財産の帰属すべき者に対して帰属すべき残余財産が特定されれば、その時点で即座に、残余財産の帰属すべき者に対して権利移転が生じるものと解するのが相当である」と判断した。

これらの裁判例からみると、実務においては、対象財産の特定により権利が移転すると解してよいのではないかと思われる。

エ 目的物の特定

上記アのいずれの立場に立っても、所有権等の権利移転が生じるためには、目的財産の特定が必要となる。前述のとおり、残余財産は、信託債権等に係る債務の弁済を行ったあとの財産であるから、これらの弁済をしなければ原則として具体的な内容は確定しない。この点について、「信託行為において特定の財産が指定されていても、清算段階において売却が必要となることもあるため、181条の要件を勘案し残余財産として給付すべき財産として具体的に特定することが必要であると考えられる。その特定においては、清算受託者の行為が必要と考えられ、それは、対外的な意思表示である必要はなく、内部的な処理で足りると解される。また、そのような清算受託者による特定行為があることは、明確性の要請を満たすものともいえよう」（条解信託法802頁条）との考え方もある。

(3) 新たな信託財産や信託財産責任負担債務が発見された場合

帰属権利者に残余財産を給付した後、信託財産が発見された場合は、清算受託者の任務は終了していなかったこととなり、清算受託者は帰属権利者に対して残余財産を給付することになる。

信託財産責任負担債務が発見された場合、残余財産として給付した財産のうち同債務相当分は残余財産ではなかったはずのものであるから、清算受託者は帰属権利者に対して、給付の返還、価額の償還を求める事となる。

* 旧法

【信託終了後の信託財産の帰属】

第61条 第57条又ハ第58条（信託の解除）ノ規定ニ依リ信託力解除セラレタルトキハ信託財産は受益者ニ帰属ス

第62条 信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰属ス

第63条 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産カ其ノ帰属権利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰属権利者ヲ受益者ト看做ス（旧法では、残余財産受益者という概念は存在せず、信託財産ノ帰属権利者を信託行為で定めることができた。）

11 第184条(清算受託者の職務の終了等)

(1) 第1項

①趣旨

本項は、清算受託者が最終計算を行いそれを報告して承認を求めることで、清算受託者の清算事務処理について検証を行う機会を確保し、その事務処理の適正な遂行を確保するもので、基本的には旧法第65条と同趣旨の規定である。

②旧法65条との差

ただ、同条前段が、（最終計算について）「受益者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス」としていたのに対し、本条第1項は、「受益者の承諾を求めなければならない」と規定するに止めている。これは清算受託者としてなすべき注意義務を尽くして最終計算をしてその承認を求めているにもかかわらず受益者が特段の理由もなく承認をしない場合にも、なお承認を求め続ける必要があるとすることは不合理であることを考慮したことである。

③承認の主体

また、本1項は、承認の主体として旧法に明文のある「受益者（残余財産受益者も含まれる。）」の他に「信託管理人」と「帰属

「権利者」を加えているが、「信託管理人」を加えたのは、信託管理人が存在する段階で信託が終了し清算が起こり得ることを踏まえたもので、「帰属権利者」を加えたのは、承認の主体に含まれるべきであるとしていた旧法下の解釈を明文化したものである。信託監督人に関しては、信託監督人の権限を定めた132条1項には「受益者として最終計算の報告を受け、承認する権限」が含まれていないことから承認の主体にならないと解すべきである。受益者代理人が定められていたときには、受益者の権利行使は受益者代理人に集約されるのが原則である(139条1項・4項)から、受益者代理人に対して承認を求める足りる。(なお、清算の途中で清算受託者の交代があった場合、⑦交代の場合の承認と①最終の計算についての承認の2つの承認を求めることがある。①についての承認を求める先がすべての受益者・信託管理人に帰属権利者が加わることはいうまでもないが、⑦についての承認を求める先に関しても、すべての受益者・信託管理人に帰属権利者が加わる。183条6項により、清算段階では、帰属権利者は受益者とみなされるからである。)

④最終計算の内容等

なお、承認の対象となるべき最終計算の内容については、具体的な規定はないが、信託計算規則で限定責任信託における特則として清算の局面で詳細な規律が設けられている(計規25条～29条)のが参考になる。また、最終計算書類の記載は清算事務の遂行に関してその責任の有無を判断できる程度のものでなければならぬ。

「決算」という面からは、具体的には、①資産の処分に係る事項、

すなわち債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額、⑩債務の弁済に係る事項、すなわち信託債権に係る債務の弁済、残余財産の給付以外の受益債権に係る債務の弁済等、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額、⑪残余財産の給付に係る事情、すなわち、残余財産の種類および価格、複数の者が残余財産受益者または帰属権利者となるときはその間の分配の内容、残余財産の給付を了した日、について記載がなされるべきである。

(2) 第2項

①旧法との関係

本条2項については、受益者・帰属権利者が清算受託者のした最終計算を承認した場合に、清算受託者の職務の執行に不正の行為があったときでないかぎり、清算受託者の責任は免除されたものとみなすもので、旧法65条後段で準用する旧法55条第2項の規定と同趣旨である。

②免責の範囲等

免責の範囲に関しては、最終計算書類から読み取れることのできる事項に限定されるし、免責の対象も清算受託者の職務に関する部分に限定される。

③免責されない場合

清算受託者の職務の執行に不正の行為があったときは免責されない（本項但書）とされており、たとえば、単なる計算違いなどは免責されるが、「承認を得るのに不実の説明や威迫や脅迫などがあった場合」「横領があった場合」は、ここでいう「不正行為」に該当し免責されない。また後から清算受託者の義務違反が明

らかとなり、承認の前提となった事実と異なる事実が明らかになつた場合は、清算受託者の損失てん補責任は免除されないが、清算段階で信託財産を改めて組成しそこに回復やてん補させることの意義は乏しいことに鑑みれば、実際には個々の権利者の損害賠償請求や不当利得請求として、清算受託者の責任追及がなされることになる。

(3) 第3項

本条3項は、受益者・帰属権利者が、清算受託者から最終計算の承認を求められた時から1ヶ月内に異議を述べなかつたときは、最終計算書類を承認したとみなされる（みなし承認）旨を規定しているが、これは、受益者等が積極的に承認することは期待し難い面もあることを考慮して、会社法第667条や破産法第89条の規定を参考にして本法で導入されたものである。

(4) 最終計算・承認後に信託財産や信託財産責任負担債務が発見された場合の処理

最後に、最終計算の報告を行い承認を求めた後に、①新たな信託財産が発見されたり、②信託財産責任負担債務が発見された場合の処理が問題となるが、まず、①については残余財産が追加されることになり清算受託者の職務は終了していなかつことになる（すなわち、帰属権利者への給付のために必要な行為を行うべきことになる）。②に関しては、新たに発見された信託財産責任負担債務について、清算受託者は基本的にはその固有財産でも履行責任を負うが、その履行を固有財産で行うときは、残余財産受益者や帰属権利者からその分の返還を受けることができる。

清算受託者が固有財産で信託財産責任負担債務を履行した場合、

信託財産からその支払い等を受けられるはず（48条）で、清算段階で判明されていれば、その分を取り除くか、その処理が終わるまで残余財産の給付をしないはずのものを給付したという、（法律上の原因を欠く）「過給付」が残余財産受益者や帰属権利者に生じているためである。

* 旧法

【信託終了後の信託財産の帰属】

第61条 第57条又ハ第58条（信託の解除）ノ規定ニ依リ信託カ解除セラレタルトキハ信託財産は受益者ニ帰属ス

第62条 信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰属ス

第63条 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産カ其ノ帰属権利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰属権利者ヲ受益者ト看做ス（旧法では、残余財産受益者という概念は存在せず、信託財産ノ帰属権利者を信託行為で定めることができた。）

【清算受託者の職務の終了等】

第65条 信託終了ノ場合ニ於ハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承諾を得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第55条2項ノ規定ヲ準用ス

(参考)

第55条 ① 受託者ノ更迭ノ場合ニ於ハ信託事務ノ計算ヲ為シ受益者又は信託管理人ノ立会ヲ以テ事務ノ引継ヲ為スコトヲ要ス② 受益者又ハ信託管理人カ前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ対スル引継ニ関スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタ

ルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限りニ在ラ
ス

第4 おわりに

民事信託の適正な発展のためには、終了と清算の場面を予想したうえで民事信託の設定を行うことが必要であり、終了と清算の場面を予想するためには信託法の条文と解釈に関する知見が必須である。本稿が、今後の弁護士業務における適正な民事信託の組成・継続・終了を実現するための一助になれば幸いである。

(以上の原稿は、信託法研究部の部員である大植幸平、岡本知子、金子順一、山口正徳が執筆し、当部会で協議・検討した原稿を山口正徳が監修したものであり、文責は山口正徳にある。)

以上

信託法

第七章 信託の終了及び清算

第一節 信託の終了

(信託の終了事由)

第一百六十三条信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。
一信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなつたとき。

二受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。

三受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。

四受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。

五信託の併合がされたとき。

六第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。

七信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。

八委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

九信託行為において定めた事由が生じたとき。

（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）

第百六十四条委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）

第百六十五条信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならぬ。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)

第百六十六条裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

一 不法な目的に基づいて信託がされたとき。

二 受託者が、法令若しくは信託行為で定めるその権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならぬ。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者に限り、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

6 委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人が第一項の申立てを

したときは、裁判所は、受託者の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 受託者は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

8 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第六項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）

第百六十七条裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上前条第一項の申立て又は同項第二号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

（法務大臣の関与）

第百六十八条裁判所は、第百六十六条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第百六十六条第四項に規定する者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

（信託財産に関する保全処分）

第百六十九条裁判所は、第百六十六条第一項の申立てがあった場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次条において「管理命令」

という。) その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。第百七十条裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

2 前項の管理人は、裁判所が監督する。

3 裁判所は、第一項の管理人に対し、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに關し前条第一項の規定による保全処分(管理命令を除く。)があったときは、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

(保全処分に関する費用の負担)

第百七一条裁判所が第百六十九条第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第百六十九条第一項の申立てを却下する裁判に対

して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、受託者の負担とする。(保全処分に関する資料の閲覧等)

第百七十二条利害関係人は、裁判所書記官に対し、第百七十条第三項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。

5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。
(新受託者の選任)

第百七十三条裁判所は、第百六十六条第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 前項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第一項の規定により新受託者が選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。

4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及

び報酬を受けることができる。

5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、第一項の新受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、第一項の新受託者に限り、即時抗告をすることができる。

(終了した信託に係る吸収信託分割の制限)

第百七十四条信託が終了した場合には、当該信託を承継信託とする吸収信託分割は、することができない。

第二節 信託の清算

(清算の開始原因)

第百七十五条信託は、当該信託が終了した場合（第百六十三条第五号に掲げる事由によって終了した場合及び信託財産についての破産手続開始の決定により終了した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

(信託の存続の擬制)

第百七十六条信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

(清算受託者の職務)

第百七十七条信託が終了した時以後の受託者（以下「清算受託者」という。）は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済

三 受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済

四 残余財産の給付

(清算受託者の権限等)

第百七十八条 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 清算受託者は、次に掲げる場合には、信託財産に属する財産を競売に付することができる。

一 受益者又は第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者（以下この条において「受益者等」と総称する。）が信託財産に属する財産を受領することを拒み、又はこれを受領することができない場合において、相当の期間を定めてその受領の催告をしたとき。

二 受益者等の所在が不明である場合

3 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができる。

(清算中の信託財産についての破産手続の開始)

第百七十九条 清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 信託財産についての破産手続開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に支払ったものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第百八十一条 清算受託者は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合に

においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算受託者は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算受託者の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

4 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならぬ。

5 第一項の規定による鑑定人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 前各項の規定は、清算受託者、受益者、信託債権者及び第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者の間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(債務の弁済前における残余財産の給付の制限)

第百八十二条清算受託者は、第百七十七条第二号及び第三号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を次条第二項に規定する残余財産受益者等に給付することができない。ただし、当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(残余財産の帰属)

第百八十二条残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

一信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（次項において「残余財産受益者」という。）となるべき者として指定された者二信託行為において残余財産の帰属すべき者（以下この節において「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者

2 信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者（以下この項において「残余財産受益者等」と総称する。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす。

3 前二項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属する。

（帰属権利者）

第百八十三条信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第八十八条第二項の規定は、前項に規定する帰属権利者となるべき者として指定された者について準用する。

3 信託行為の定めにより帰属権利者となった者は、受託者に対し、その権利を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、信託行為の定めにより帰属権利者となった者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。

4 前項本文に規定する帰属権利者となった者は、同項の規定による意思表示をしたときは、当初から帰属権利者としての権利を取得していなかつたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 第百条及び第百二条の規定は、帰属権利者が有する債権で残余財産の給付をすべき債務に係るものについて準用する。

6 帰属権利者は、信託の清算中は、受益者とみなす。

（清算受託者の職務の終了等）

第一百八十四条清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）及び帰属権利者（以下この条において「受益者等」と総称する。）のすべてに対し、その承認を求めなければならない。

2 受益者等が前項の計算を承認した場合には、当該受益者等に対する清算受託者の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算受託者の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでない。

3 受益者等が清算受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなす。

（山口 正徳）